

# 令和3年9月前期定例会 議事録

- ・開催日時 令和3年9月14日(火曜日) 13時55分～16時22分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員)伊藤委員長 松尾委員 内田委員  
(事務局)西岡事務局長 角田副事務局長 土井人事主幹  
森岡人事主幹 鶴澤係長 山下主査 萩原主事

## 議事事項

### 1 令和3年8月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 職員の給与等に関する報告及び勧告について

職員の給与等に関する報告案及び勧告案について審議した。

### 3 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

##### 改正の理由

昇給抑制職員の昇給制度の見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

##### 規則案の概要

- 1 昇給区分及び昇給区分ごとの昇給の号給数を次のとおり改める。(別表第28の9及び別表第28の10関係)

別表第28の9（第36条関係）  
特定職員昇給号給数表

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	8以上	6	2以上4以下	1	0
	2以上	1	0	0	0

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	8以上	4以上6以下	2又は3	1	0
	5以上	1以上3以下	0	0	0



別表第28の10（第37条関係）  
一般職員昇給号給数表

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	8以上	6	3以上5以下	2	0
	6以上	5	4	2	0
	2以上	1	0	0	0

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	8以上	5又は6	3又は4	2	0
	4以上	1又は2	0	0	0
	6以上	5	4	2	0
	2以上	1	0	0	0

- 2 昇給号給数の総数に係る規定について、1の改正に伴い規定の整理を行うこととした。（第36条第11項関係）
- 3 1の改正に伴い、特定職員以外の職員の昇給区分及び昇給の号給数について、特定職員を準用する場合の読替え規定に係る整理を行うこととした。（第37条関係）
- 4 公布の日から施行

#### 4 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

##### 改正の理由

昇給抑制職員の昇給制度の見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

##### 改正案の概要

- 1 昇給区分を決定する職員の総数に占めるⅠ（最上位）及びⅡ（上位）に決定する職員の数の割合等について、以下のとおり改正する。（第36条関係第8項及び第9項並びに第37条関係第2項及び第3項）
  - 【特定職員】
    - (1) Ⅰ及びⅡの昇給区分 100分の35（そのうちⅠの昇給区分に係る割合については100分の5）
    - (2) Ⅲの昇給区分のうち2号給に決定する割合 100分の5
  - 【一般管理職員】
    - (1) Ⅰ及びⅡの昇給区分 100分の35（そのうちⅠの昇給区分に係る割合については100分の5）
    - (2) Ⅲの昇給区分のうち3号給に決定する割合 100分の5

## 改正案の概要

2 一の昇給日において、標準の号給数を超える昇給号給数の合計は、職員の職員数が少数である場合を除き、「人事委員会の定める号給数」を超えてはならないこととしているその「人事委員会の定める号給数」を以下のとおり改正する。（第36条関係第12項並びに第37条関係第5項）

一の年度について、次の各号に定める数を合算して得た数に相当する数（その数に1未満の端数が生じたときは、1未満の端数を切り上げた数）とする。

### 【特定職員】

- (1) 特定職員の職員数に100分の5を乗じて得た数に5を乗じて得た数に相当する数
- (2) 特定職員の職員数に100分の17.5を乗じて得た数に3を乗じて得た数に相当する数
- (3) 特定職員の職員数に100分の7.5を乗じて得た数に相当する数

### 【一般管理職員】

- (1) 一般管理職員の職員数に100分の5を乗じて得た数に4を乗じて得た数に相当する数
- (2) 一般管理職員の職員数に100分の15を乗じて得た数に2を乗じて得た数に相当する数
- (3) 一般管理職員の職員数に100分の10を乗じて得た数に相当する数

3 その他所要の改正

4 通知の日施行（規則の公布の日と同日）

## 5 地域手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 改正の理由

東京都小平市に派遣されている警察職員の勤務地が令和3年9月1日付けで東京都武蔵野市に変更になったことに伴い、当該職員に対して引き続き地域手当を支給するため、同市を地域手当の支給地域に追加するもの。

### 改正の概要

- 1 地域手当の支給地域に東京都武蔵野市を追加し、級地については国に準じて2級地とする。（別表関係）
- 2 公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

## 6 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条第1項ただし書きの規定に基づく承認について

佐賀県知事からの申請について、事務局から説明し、申請のとおり承認することを決定した。

### 【説明】

職員の実勤務時間の短縮や休息時間の確保の観点から新型コロナウイルス感染症対策業務や災害対策業務に従事する職員の週休日の振替等については、職務の特殊性から「4週間前の日から8週間後の日まで」ではなく「4週間前の日から16週間後の日まで」とする期間を別に定めることが適当と認められる。

## 報告事項

### 1 職員の給与等に関する報告資料の概要について

令和3年職員給与実態調査及び令和3年職種別民間給与実態調査等の概要について、事務局から報告した。

### 2 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する任命権者からの意見について

各任命権者から回答があった「職員の給与等に関する報告及び勧告に対する意見等について」の内容を、事務局から報告した。

### 3 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する職員団体からの要請について

佐賀県高等学校教職員組合から提出された「2021年秋季要請書」並びに佐賀県職員労働組合及び佐賀県教職員組合の連名で提出された「2021人事委員会勧告に向けた要求書」について、その内容を事務局から報告した。

### 4 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について

公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会、公務労組連絡会等から全国人事委員会連合会会長への要請書及び同要請に対する全国人事委員会連合会会長の回答内容について、事務局から報告した。

### 5 令和3年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の申込状況について

標記試験の申込状況について、事務局から報告した。

### 6 令和3年度佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の申込状況について

標記試験の申込状況について、事務局から報告した。

### 7 分限処分について

令和3年9月7日付けで佐賀県警察本部長が行った分限処分について、事務局から報告した。

## その他

### 1 行事予定について